

北谷町都市計画マスタープラン（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

北谷町都市計画マスタープラン（素案）に対して皆様からお寄せいただきましたご意見及びそれに対する本町の考え方について、取りまとめたので公表いたします。

1 意見募集（パブリックコメント）の実施概要

（1）募集期間

令和4年12月5日（月曜日）から令和5年1月6日（金曜日）まで（33日間）

（2）周知方法

広報ちやたん12月号及び町ホームページに掲載、LINEでの情報発信、役場正面入り口及び2階都市計画窓口にチラシの設置

（3）素案の閲覧場所と入手方法

ア 閲覧場所：北谷町 建設経済部 都市計画課（北谷町役場 2階）、北谷町保健相談センター、ちやたんニライセンター

イ 入手方法：町ホームページよりダウンロード

（4）意見を提出できる方（意見提出者区分）

ア 北谷町の住所を有する方

イ 北谷町の事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体

ウ 北谷町の通勤又は通学している方

エ 北谷町に対して納税義務を有する方

（5）提出方法・提出先

ア 提出方法：都市計画課窓口へ直接持参、郵送、FAX、電子メール

イ 提出先：北谷町桑江一丁目1番1号都市計画課計画係 FAX 番号 098-926-2174 email:toshikeikaku@chatan.jp

（6）提出件数

提出者：10名 意見：17件（直接持参3名、FAX2名、電子メール5名）

2 お寄せいただいたご意見と町の考え方・対応方針について

整理番号	該当箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
1	概要版 P21	“北谷城”、“北谷城跡”について、城に「ぐすく」とふりがなをつけてください。	ご意見を受け、「北谷城（ちゃたんぐすく）」、「北谷城跡（ちゃたんじょうあと）」とふりがなを追記いたします。 ふりがなが違う理由としまして、「北谷城（ちゃたんぐすく）」は、昔から地域で呼ばれていた呼び名であり、「北谷城跡（ちゃたんじょうあと）」は、国指定史跡の正式名称として付いた全国的な読み方となるためです。	修正
2	概要版 P21	防災拠点のことだけではなく、「土砂災害など災害に強いまちづくりの項目を入れて頂きたい。（本編にあれば、それを概要版にものせて頂きたい。）	土砂災害に係る内容については、本編の P82 の（5）健やかで安全安心な地域づくりに関する方針の④災害に強い地域づくりに、「急傾斜地の崩壊、地すべり等の危険が予想される箇所についても、沖縄県と連携して土地条件に応じた施設整備等を促進します。」としていることから、概要版 P21 にも追記いたします。	修正
3	本編 P66 P72	都市計画マスタープラン（素案）は総論として概ね了承できるものと受け止めている。但し、既存低層住宅地域（謝苧、北玉、宇地原、桃原、上勢、桑江）に於ける住環境の変化に対応する施策が十分でないとの印象を受ける。住宅の老朽化と少子化の影響で高齢者世帯が増え、又、法令上の制約等により古い家の増改築もままならない状況にある。地権者や相続問題とも絡んで再開発も難しいはずである。 近年、県内外の業者による高層住宅（マンション、アパート等）が建設され、既存住宅に住む町民の生活環境に新た	都市計画マスタープランは、目指すべき都市像とその実現のための主要課題に対応した基本的な方針を定めるものとして策定されます。これを踏まえ、ご意見いただいた既存低層住宅地域の施策に関して、以下のとおり論点を整理し、回答します。 ①謝苧、北玉、宇地原、桃原の東部地域について 本編 P79 の（1）地域の土地利用・市街地整備に関する方針の②活力を維持する土地利用・市街地整備において、「密集住宅地の改善に向け、利用可能な制度等について調査研究し、導入へ向けた取り組みを推進します」としております。 また、当該地域については、現状を把握するために本年度（令	原文のとおり

整理 番号	該当 箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
		<p>な問題が顕在化しつつある。日照や風向、景観や眺望の悪化、プライバシー保護等の日常生活に大きな変化を来すことになっている。高層建築物の周辺に住む高齢者にとって永年住み慣れた場所からの移転は諸々の理由で無理だろう。したがって、余生をストレスを抱えながら生き続けることになる。“自然と調和した安全・安心で住みよい町”をメインテーマとする北谷町の都市計画の理念にも反することになる。近年の高層住宅は多くが最新の防災やセキュリティが装備されており、プライバシー保護対策が施されている。敷地の立ち入りも自由にできない形となり、これまでの行政サービス上のあり方も大きく変化することとなる。低層住宅地に住む人達にとって近隣に高層ビルが建つことは歓迎できるものではない。</p> <p>結論として、高さ 10mを超える建築物の建設には抑制的な対策を講ずる必要があると考える。第一に、計画地域の付近住民の同意を得ることが絶対条件とすべきだろう。その他、都市計画法や建築基準法、その他法制の許容範囲内で町条例を制定することが先決だと考える。制定にあたっては、関係団体や識者からの意見も反映させる必要がある。</p>	<p>和 4 年度) に実態調査を実施しており、その調査結果等を踏まえ、次年度以降に、住民、地権者の皆様のご意見を伺いながら、今後の具体策等について検討を進める予定です。</p> <p>②住宅地における高層建築物の規制誘導について</p> <p>上勢区、桑江区、美浜区、北玉区には、用途地域を第一種低層住居専用地域に指定している区域があり、ここでは高さ 10m 以上の建物が建築できないといった制限があります。</p> <p>また、北谷町景観計画では、謝苺公園や桃原公園を視点場とし、本町の東部から西部の海岸低地に向かって低くなる地形によって開けた眺望を確保するため、謝苺区、北玉区、宇地原区においては、原則として建物の高さを 16m 以下とすることを景観形成基準として定めており、仮に 16m を超える場合は、同景観計画で定める「良好な景観の形成のための方針」に則り、かつ周辺の景観と調和するように工夫することを施主に対し求めています。</p> <p>北谷町景観計画では、良好な景観形成を図るため、高さに関する基準だけではなく、配置、色彩、緑化等についても基準を設け、一定規模の建築物についてはこれら基準を遵守していただけるよう北谷町景観条例（平成 26 年 3 月 31 日制定）に基づき、新築や増築等を行う場合は、届け出てもらうこととなっております。</p> <p>本計画（素案）において、ご意見に関連する箇所としましては、北部地域は本編 P73 の（４）魅力ある地域づくりに関する方針</p>	

整理 番号	該当 箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
			<p>の①良好な景観の形成に、「眺望景観の確保に向けた建築物の適切な規制誘導について、引き続き検討を行います」としており、東部地域は本編 P81 の（４）魅力ある地域づくりに関する方針の①良好な景観の形成に、北部地域と同様の方針を定めています。また、本編 P49 の１）良好な都市景観の形成の（１）住民との共創の景観づくりでは、「町民等が主体となった景観づくりを進める仕組み・体制を構築します」としております。良好な景観形成と住環境を維持するため、地域住民の意見を伺いながら、必要に応じて建築物の適切な規制誘導等について検討してまいります。</p>	
4	本編 P46 P80 P82	<p>宇地原区エリアの白比川の護岸の安全配慮の状況が非常に危険と感じています。北谷城跡側の護岸工事は進めて頂いていますが、実際に子供達が生活しているのは川の北側であり、ガードレールは老朽化し草木は生い茂ったまま放置されており、いつ死亡事故が発生してもおかしくない状態です。町民の安全のためにも北側の護岸工事の実施を望みます。具体的な計画をマスタープランに盛り込んで頂きますようお願いいたします。</p>	<p>ご意見の箇所につきましては、現在、沖縄県の事業として白比川の護岸改修工事が実施されており、今後、北側についても工事が行われ、転落防止フェンスの設置や歩道の整備が予定されております。</p> <p>都市計画マスタープランは、目指すべき都市像とその実現のための主要課題に対応した基本的な方針を定めるものであり、具体的な計画につきましては、各個別計画等において検討されるものとなります。</p> <p>本計画（素案）において、ご意見に関連する箇所としましては、本編 P40 の（３）地域内生活道路において、「危険箇所等の改善整備を推進」としております。</p> <p>ご意見いただきました内容につきましては、関係部署と共有いたします。</p>	原文のとおり

整理 番号	該当 箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
5	本編 P30 P33 P43 P58 P79 P83	<p>宇地原区の一部エリアは計画上、北谷交流コアエリアにも入っていますが、本計画ではどのように他エリアと交流を図れるようになるのかが理解できません。また、新しい街づくりゾーン（東部住宅密集地域）の将来像も全て抽象的かつ一般的な内容に留まり、具体的なプランが挙げられていません。北谷城跡とキャンプ桑江の返還が決定しているこのタイミングで本格的な都市計画を検討しないと、このままでは町を分断するように宇地原エリアだけ取り残されたように都市機能が廃れていってしまいます。これは北谷町全体から見ても効率が悪く、恒常的な交通利便性の悪さや経済発展への悪影響を及ぼしかねません。まず、東部地域のうち、北谷城跡と接する範囲までを中央地域の一部として、一帯で都市計画を検討してください。そして、伊平からキャンプ桑江に延伸する予定の伊平桑江線を都市計画道路として宇地原エリアまで延長し、そのまま白比川に橋を渡して、北谷城跡公園まで横断できるようにしてください。（現段階での計画であれば当該都市計画道路の土地収用に代わる地主への保証の一部は、キャンプ桑江内の土地に変換可能です）そして北谷城跡から 58 号線に車で左折できるように計画してください。これだけで、北谷城跡への交通の流れやエリアとしての機能不全の回避、町としての全体最適バランスは大きく変わります。よろしくご検討の程お願い致します。</p>	<p>都市計画マスタープランは、目指すべき都市像とその実現のための主要課題に対応した基本的な方針を定めるものとして策定され、その骨格は、(i) まちづくりの理念・目標、(ii) 全体構想（目指す都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針）、(iii) 地域別構想（あるべき市街地像、実施されるべき施策）で構成されます。</p> <p>(ii) 全体構想においては、都市計画の前提となる都市構造とこれと関連する交通体系の考え方、土地利用、施設整備等の方針とともに、自然的環境の保全その他の良好な都市環境の形成、都市景観形成等の指針を定めます。</p> <p>また、(iii) 地域別構想においては、全体構想に示された整備の方針等を受け、地域の特性や課題に応じ誘導すべき建築物の用途・形態、整備すべき諸施設、円滑な都市交通の確保、緑地空間の機能の評価と保全・創出、空地の確保、景観形成のための配慮すべき事項等の方針を定めるものとなります。</p> <p>これを踏まえ、いただきましたご意見につきまして、以下のとおり論点を整理し、回答いたします。</p> <p>① 北谷交流コアについて</p> <p>ご意見を受け、本編 P30 の「各コアの考え方と該当地域」の表中「考え方」欄を、「桑江伊平地区と美浜周辺にかけて近接しているコアが相互に機能分担、連携・交流を図ることによって、本町の中心として新たな都市の魅力・産業を生み出す包括的なコア」に修正します。</p>	①、②について修正

整理 番号	該当 箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
			<p>②新しい街づくりゾーン（東部住宅密集地域）について</p> <p>東部地域につきましては、本編 P33 の将来都市構造図においては、「新しいまちづくりゾーン（既成市街地）」と位置付け、上記（ii）全体構想に該当する分野別方針では、本編 P36 の 3）良質な住環境の形成に資する市街地整備の（1）住宅地の類型に応じた適切な整備の①住宅地（都市基盤整備型）に土地利用・市街地整備方針を示しています。そして、当該方針を受け、上記（iii）地域別構想に該当する地域別方針では、本編 P79 の（1）地域の土地利用・市街地整備に関する方針の②活力を維持する土地利用・市街地整備において、「密集住宅地の改善に向け、利用可能な制度等について調査研究し、導入へ向けた取り組みを推進します」としております。</p> <p>ご意見を受け、本編 P83 の東部地域方針図において、「新しいまちづくりゾーン」の説明を追加します。</p> <p>また、今年度の取組として、当該地域については、現状を把握するために実態調査を実施しており、その調査結果等を踏まえ、次年度以降に、住民、地権者の皆様のご意見を伺いながら、今後の具体策等について検討を進める予定です。</p> <p>③地域区分の考え方について</p> <p>現行の都市計画マスタープラン（H19年3月策定）では、「中央地域」はなく、「北部地域」「東部地域」「西部地域」「南部地域」の4つの地域に区分し、各地域の方針を定めていましたが、今回の改定においては、キャンプ桑江北側の跡地利用が進めら</p>	

整理 番号	該当 箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
			<p>れていること及びキャンプ桑江南側の返還に近いことを受け、南部地域として区分されていた美浜区と合わせ、新たに「中央地域」を設け、5つの地域に区分しました。</p> <p>既成市街地である宇地原区は、隣接する謝苅区や北玉区と類似の課題を抱えていることから、両区と一体的に方針を定めることが適切と考え、現行と同様に「東部地域」としてまちづくり方針を定めております。</p> <p>なお、この地域区分の考え方は、各地域を明確に区別する目的の趣旨ではなく、各地域が抱える課題の解決方策や特性を活かしたまちづくりの方針を明確にすることを目的としており、特に、跡地利用や東部地域における「新しいまちづくり」においては、国道、県道、河川その他地形地物などによる物理的な境界はあるものの、道路ネットワークや連続する土地利用により、既成市街地と調和のとれた一体感のあるまちづくりを目指しています。</p> <p>④町道伊平桑江線の延伸、白比川への橋梁、国道58号へのアクセスについて</p> <p>今後、キャンプ桑江南側の跡地利用計画を進めるにあたり地域幹線道路が計画されますが、考え方としましては、本編P40の(2)地域幹線道路で示す方針に従い、跡地利用計画といった個別計画において、引き続き地権者との協議により、合意形成を図りながら具体案が検討されることとなります。白比川の橋梁や国道58号へのアクセスについても同様となります。また、</p>	

整理 番号	該当 箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
			<p>本編 P43 の都市交通体系に関する方針図で示されているキャンプ桑江南側における「地域幹線道路（構想）」は、現時点における跡地利用計画で検討されている道路計画案となっています。</p> <p>ご意見いただきました内容につきましては、関係部署と共有いたします。</p>	
6	<p>本編 【第4 章】 都市づ くりの 地域別 方針</p>	<p>①フィッシャリーナ・浜川漁港の活性化 活かしきれていない。市場のような集客施設を創るなど。</p> <p>②キャンプ跡地の有効利用 県外企業など（特に IT 系）を誘致するオフィス街を開発（知の拠点も候補地としてあり） 安全なジョギングコースやクロスカントリーコースを創りスポーツ合宿等の誘致を進める</p> <p>③アラハビーチでの外国人との交流活性化 マッスルビーチなどを開発 更に子供が安全に遊べる遊具等を増設</p> <p>④北谷町全体の電線の地中化 見栄えを良くし、災害にも強くなる。まずは桑江浜川線が取り組む。</p>	<p>都市計画マスタープランは、目指すべき都市像とその実現のための主要課題に対応した基本的な方針を定めるものとして策定され、具体的内容につきましては、各個別計画等において計画されるものとなります。これを踏まえ、いただきましたご意見につきまして、以下のとおり回答します。</p> <p>①フィッシャリーナ・浜川漁港の活性化について 本計画（素案）では、本編 P35 の（2）きめ細やかな土地利用の②観光・商業地に「世界水準のオーシャン・フロントリゾート地として隣接するビーチや公園、駐車場施設、海業施設との連携を図るとともに、商業機能、観光・交流機能などの都市機能の立地誘導を図ります」としています。 また、本編 P36（2）きめ細やかな土地利用の⑥漁港用地に「加工場・直売施設等の新規漁業用施設の整備を含め、未利用地の有効活用を進めます」としています。</p> <p>②キャンプ跡地の有効利用について 本計画（素案）では、本編 P35（2）きめ細やかな土地利用の①行政・業務地において「業務系の土地利用を推進するととも</p>	<p>原文のとおり</p>

整理 番号	該当 箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
		<p>⑤米ドルの消費促進 折角アメリカ人が多くいる街なので、米ドルでのモノ・コトが消費できる場所を増やす</p>	<p>に、グローバルに活躍する人材の育成に向けた機能を有する「知の拠点」の形成を目指します」としています。</p> <p>また、返還跡地に限定せず、本編 P51 の（3）新たな資源や文化の創出に、「プロスポーツやアマチュア合宿の誘致のほか、エンターテインメント性のあるイベント誘致に向けたスポーツ施設の機能強化・充実を図ります」としています。</p> <p>③アラハビーチでの外国人との交流活性化について 本計画（素案）では、本編 P88（4）魅力ある地域づくりに関する方針の③観光と交流を促進するまちづくりに、「安良波公園については、マリナクティビティ事業の拡大、養浜事業の促進、公園遊具の整備検討等、機能充実に取り組みます」としています。</p> <p>④北谷町全体の電線地中化について 本町においてはこれまでに美浜地区無電柱化整備事業などに取り組んでまいりました。ご意見のとおり、災害等の観点からも無電柱化は必要であると考えます。</p> <p>本計画（素案）では、本編 P56 の（1）ライフラインや拠点の強化に「災害時の緊急輸送道路となる幹線道路沿道においては、老朽化建築物の耐震化や無電柱化を促進し、大規模災害時の救援・救助活動を支える道路空間の確保に努めます」としています。</p> <p>⑤米ドルの消費促進について 都市計画マスタープランにおいて、消費行動について直接的に</p>	

整理番号	該当箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
			位置づけすることは難しいと考えておりますが、ご意見に関連する箇所としましては、本編 P54 の 1) 誰もが住み続けたいと思うまちづくりの (1) ユニバーサルデザインによるまちづくりに、「町内には外国人も多く居住していることから、外国語表記による情報提供や行政サービスの充実を図り、地域特性を活かした交流活動を推進します。」としています。 ご意見いただきました内容につきましては、関係部署と共有いたします。	
7	本編 P71	早く吉原という地名は無くして各行政区の名前などに変えてほしい。	いただきましたご意見につきましては、本計画（素案）に直接的に位置付けしておりませんが、第六次北谷町総合計画前期基本計画で定めているとおり、住居表示制度を導入し、わかりやすい住所の表し方を推進してまいります。	原文のとおり
8	本編 P71	栄口区や上勢区で 15 階建てくらいの高層マンションが次々と建てられています。謝苺区は建物の高さ制限を設けたと聞きました。 役場より山側のエリアの建物は全て 10m や 12m 程度の高さ制限をするべきだと思います。	謝苺区、宇地原区、北玉区につきましては、北谷町景観計画において、原則として建物の高さを 16m 以下とすることを景観形成基準として定めています。これは、北谷町景観計画において、桃原公園展望台や謝苺公園を視点場とし、本町の東部から西部の海岸低地に向かって低くなる地形によって開けた眺望を確保することを目的としており、仮に 16m を超える場合は、同景観計画で定める「良好な景観の形成のための方針」に則り、かつ周辺の景観と調和するように工夫することを施主に対し求めています。 また、役場庁舎より山側のエリアとなる上勢区や桑江区においては、用途地域を第一種低層住居専用地域にしている区域があ	原文のとおり

整理 番号	該当 箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
			<p>り、ここでは高さ 10m以上の建物が建築できないといった制限があります。</p> <p>本計画（素案）において、ご意見に関連する箇所としましては、本編 P73（4）魅力ある地域づくりに関する方針の①良好な景観の形成に方針を定めています。また、本編 P49 の 1）良好な都市景観の形成の（1）住民との共創の景観づくりでは、「町民等が主体となった景観づくりを進める仕組み・体制を構築します」としております。</p> <p>良好な景観形成と住環境を維持するため、地域住民の意見も伺いながら、必要に応じて建築物の適切な規制誘導等について検討してまいります。</p>	
9	本編 P71	桑江公園も桃原公園も冬以外は長袖長ズボンを着なくては散歩できないくらい蚊が多く発生しているので対策をしてほしいです。	<p>ご意見に関連する箇所としましては、本編 P44 の（1）公園の整備・充実に、「地域との協働による維持管理等を行うことにより、地域住民や利用者から愛される公園づくりに努めます」としております。</p> <p>ご意見いただきました内容につきましては、関係部署と共有いたします。</p>	原文のとおり
10	概要版 P13	「多様性を認めあうゆるいつながりやコミュニティが生まれるようなサードプレイスとなるオープンスペースやポケットパークの整備～」について、北谷町のシンボルランドマークであった観覧車がなくなったのに代わり、新しいランドマークとして東京タワーやスカイツリーのようなタワーの建設を軍用地跡地に公園を兼ねた新観光地／ラ	都市計画マスタープランは、目指すべき都市像とその実現のための主要課題に対応した基本的な方針を定めるものであるため、観覧車に代わるシンボリックなものについての具体的な方針は定めておりませんが、現在、民間事業者の方々からご意見やアイデアについてご提案いただくなど、有形・無形を問わず、西海岸の魅力をさらに発揮できるような新たなシンボルにつ	原文のとおり

整理番号	該当箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
		ンドマークとして建設を望みます。 タワーは携帯電話会社との電波タワーとして提携し、更に展望台を兼ねる等できないでしょうか。	いてご検討いただいております。 ご意見いただきました内容につきましては、関係部署と共有いたします。	
1 1	概要版 P23 P24	「魅力ある地域づくり」にある北谷番所址や北谷城跡を南部地域方針図の中でその位置を書き込むとよいのではないのでしょうか。より興味を持ちやすくなると思います。	ご意見を受け、本編 P91 及び概要版 P24 南部地域方針図において、北谷番所址や国指定文化財である北谷城跡についてはその位置の表示を行います。	修正
1 2	概要版 P17	「安全安心な地域づくり」の中の最後の行。「日頃の住民とのリスクコミュニケーション～」は少々、端折った感があるため、「住民の情報発信やリスクコミュニケーションの推進～」などの表現の方がよいのではないのでしょうか。	ご意見を受け、本編 P67 の（５）健やかで安全安心な地域づくりに関する方針の③災害に強い地域づくりと表現を合わせ「●住民への情報発信やリスクコミュニケーションによる町民と行政との協働」と修正します。	修正
1 3	—	南部地域や北部地域は冠水でトイレの水も逆流してきます（台風時など）。護岸整備を早めをお願いしたいです。	南部地域の冠水対策につきましては、本編 P89（５）④において「沖縄県が実施する高潮対策の護岸整備と合わせた冠水対策事業の実施」を位置付けています。 また、ご意見にあります北部地域（上勢区、桃原区、栄口区、桑江区）については、「護岸整備」とありますので、西部地域（砂辺区、宮城区）と理解して回答します。西部地域の宮城海岸においては、県の事業による高潮対策事業が完了しており、町においても現在、排水路改良事業を進めております。	原文のとおり
1 4	本編 P46	2行目から 屋上・壁面、 <u>小中学校や桑江グラウンドなどを芝生にして</u> 緑化、公共施設・民間建築物における緑化推進等に取り組み、 <u>砂ぼこり対策やヒートアイランド現象緩和の施策を</u> 推進します。	都市計画マスタープランは、目指すべき都市像とその実現のための主要課題に対応した基本的な方針を定めるものとして策定され、具体的内容につきましては、各個別計画等において計画されるものとなります。これを踏まえ、いただきましたご意見につきまして、以下のとおり回答します。	原文のとおり

整理 番号	該当 箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
		<p>上記の意見を述べるうえで、その元となる考えですが、浜川小学校では以前から近隣住民からの砂ぼこり被害に対する苦情が多く、塩を撒くなどの様々な対策を取っても効果がなかったと聞いています。桑江グラウンドは改良工事をしたと聞きますが、凸凹面が変わったかもしれませんが、昨年、3年ぶりの町民運動会では砂ぼこりや砂が自治会のテントの中のブルーシートにたくさん入ってきていました。</p> <p>何年か前に北玉区を通して町へ芝生化の意見を出したことがありましたが、できないことが前提の回答でした。しかし、全国ではグラウンドや公共施設の土の芝生化で砂ぼこり防止と見た目と温度を下げるヒートアイランド現象対策に役立っている実践事例が多くあります。要するに、できないことを前提とせず、本気でお題目的な表現でなく本気で緑化によるヒートアイランド対策をするなら、やればできないことはない小中学校のグラウンドの芝生化を実行することだと思います。ぜひ、実行をお願いします。</p>	<p>ご意見の「小中学校や桑江グラウンドなどを芝生にして」は、後述しています「公共施設・民間建築物における緑化推進等」に含まれることとなりますが、ご意見にあります具体的内容につきましては、個別計画で検討することとなります。また、「砂ぼこり対策」は、ここでの見出しであります、本編 P46 の 3) 市街地の脱炭素化に向けた取組の (3) ヒートアイランド対策に直接関連しないと考えます。</p> <p>小中学校における砂ぼこり対策につきましては、近隣住民への影響を考えますと重要な課題であると認識しております。</p> <p>ご意見いただきました内容につきましては、関係部署と共有いたします。</p>	
1 5	<p>本編 P55</p> <p>概要版 P15</p>	<p>土地や建物、賃貸物件の価格高騰により、住みづらくなっているという町民等の声が増す中、高齢者や若年者・ひとり親世帯等で特に低所得層に対する住宅確保支援の方針を記述する必要がないでしょうか。</p>	<p>ご意見に関連する箇所としましては、本編 P55 の 1) 誰もが住み続けたいと思うまちづくりの (2) 多様な世代への居住環境の形成に、「公営住宅は、様々な事情をもつ方の住宅セーフティネットとして重要な役割を担うことから、高齢者世帯など住宅確保要配慮者のニーズに対応した住まいづくりを推進するほか、既存住宅や空き家等の住宅ストックの適正な管理と再生</p>	<p>原文のとおり</p>

整理番号	該当箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
			を促し、持続的な住まいづくりの普及に向けた取組を推進します」としています。	
16	概要版 P11	上水道の確保 PFOSの問題を解決するべく、水道管の切換をして北部からの上水道に早急に対応を。 玉城知事より確認が取れればすぐに北部からの上水に切換えられるはずです。	都市計画マスタープランは、目指すべき都市像とその実現のための主要課題に対応した基本的な方針を定めるものとして策定され、具体的内容につきましては、各個別計画等において計画されるものであるため、水道管の切換について具体的な方針は定めておりませんが、安全な水の確保については重要な課題であると認識しております。 ご意見いただきました内容につきましては、関係部署と共有いたします。	原文のとおり
17	本編 P13	アラハビーチから北谷公園までの電球をアメリカンビレッジのように灯していただきたい。 北谷交差点など、大通りや事故の多い交差点には高性能なカメラを。 玉上西（Cバス）の横にあるカーブミラーが曲がっていてキケンなので直してほしい。	①外灯の設置について ご意見の内容が、「外灯」に関するものと理解して回答いたします。 安全安心な地域環境を守るため、保安灯の設置等は重要であることから、本編 P89 の（5）健やかで安全安心な地域づくりに関する方針の①誰もが住みやすい地域環境の形成に、「公園やまちなかにおける死角となる場所を無くし、適宜、保安灯や防犯カメラの設置を進めるなど防犯対策を実施する」としています。 ご意見いただきました内容につきましては、関係部署と共有いたします。 ②交通事故の多い交差点における高性能カメラの設置について	原文のとおり

整理 番号	該当 箇所	意見内容	ご意見に対する町の考え方	対応方針
			<p>ご意見いただきました内容につきましては、関係部署へ共有いたします。</p> <p>③玉上西（Cバス）の横のカーブミラーについて</p> <p>ご意見いただきました内容につきましては、関係部署へ共有いたします。</p>	